

# プレジャーボートなどの船舶を みだりに放置・係留しないでください

水域管理者がボートの係留・保管を認めていない施設・場所に係留・保管（放置）されている艇又は、無許可（申請）で係留施設に係留・保管（放置）されている艇は、「放置艇」として京都府内だけでなく全国的に社会問題となっています。



- ・台風等災害時に、流出する危険があります
- ・護岸等に係船具を取り付けると護岸の破損等のおそれがあり、大変危険です。

☆危険です！！

☆困ります・・・

- ・無秩序な係留により、漁港では漁船が停められない状態です。
- ・一般船舶の航行の障害になります。
- ・駐車やゴミで周辺住民にも迷惑です。



川・海や港はみんなのものです。  
安全で秩序ある利用をお願いします。

※ 現在、次の行為は、各法令等により禁止されています。今後、係留実態に応じて、各水域管理者等により更なる規制の強化・取締りを検討することとしており、現在、舞鶴港の一部及び宮津港の一部（大手川河口部含む）に放置等禁止区域が指定されています。

・港湾施設等への無断係留や係留施設の無断設置等・・・港湾法、京都府港湾施設の使用及び管理に関する条例

・河川での船舶の係留等・・・河川法

・漁港での係留施設の無断設置・・・漁港漁場整備法、京都府漁港管理条例

※ プレジャーボートなどの船舶は、認められたマリーナ施設等での係留・保管をお願いします！

＜京都府プレジャーボート等係留対策協議会＞

京都府漁業協同組合・小型船舶検査機構舞鶴支部・京都府小型船安全協会・京都釣船業協同組合・宮津海難防止会・近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局福知山河川国道事務所・舞鶴港湾事務所・舞鶴海上保安部・宮津海上保安署・京都府警察本部・舞鶴警察署・宮津警察署・京丹後警察署・舞鶴市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町・京都府（順不同）

● 協議会に関してはこちらまで・・・【協議会事務局：京都府】

府民生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-4367／農林水産部水産課 075-414-4994／

建設交通部港湾課 075-414-5302／建設交通部河川課 075-414-5284

## ● 京都府プレジャーボート対策協議会とは・・・

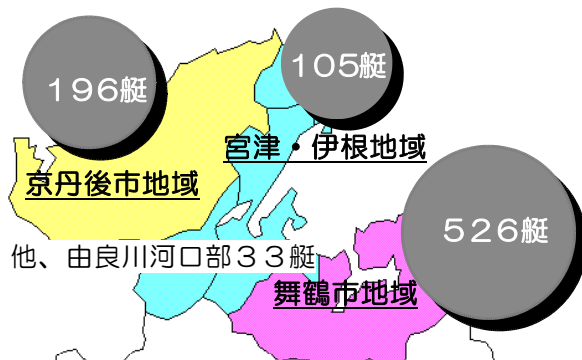
京都府内の河川・港湾・漁港の3区域全体において、無秩序な放置艇による「漁船が係留できない。」「船舶航行に支障がでる。」「河川洪水時の流水に支障がでる。」等の問題解決に向けて取り組むため、平成22年6月3日に国、府、市町の関係行政機関のほか、漁業協同組合、小型船安全協会等の民間団体が参加して京都府プレジャーボート等対策協議会を設置し、12月には、係留場所の確保と規制強化を進めるため、「今後のプレジャーボート等係留対策基本方針」を策定しました。

協議会では、放置艇問題の解決に向けて、利用者の方、地域住民をはじめ府民の方々の御理解と御協力をいただけるように啓発活動等に取り組んでいます。

また、国が示した放置艇解消に向けた「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」における関係者の連携推進体制として位置づけています。

## ● 京都府内の放置艇等の状況と対策

(平成22年度プレジャーボート等全国実態調査から)



平成22年9月～10月にかけて実施された調査の結果、府内では、河川・港湾・漁港の3水域全体で860艇の放置艇が確認されました。

▶ 協議会としても次のとおり重点対策箇所を設定して、各管理者と協力し、合同パトロールの実施など問題解決に取り組んでいます。

- 舞鶴湾(佐波賀～平地区周辺、大波下地区周辺、浜地区周辺、加津良地区周辺、舞鶴漁港周辺、喜多～白杉地区周辺)
- 大手川暫定係留施設設置箇所周辺※
- 宮津港須津地区周辺
- 浅茂川漁港・福田川
- 久美浜湾河内地区周辺

※ 京都府では、放置等禁止区域指定を進めています。

周辺水域の適正な管理体制の整備等一定の条件が整った区域から順次指定を行います。

平成24年4月 宮津港港湾区域の一部(大手川河口部)

平成25年4月 舞鶴港港湾区域の一部(寺川河口部)

## ● 不要になったプレジャーボート等の処分でお困りの方へ

FRP船リサイクルシステムを活用して、再資源化することを是非御検討ください。

詳しくは、FRP船リサイクルセンターまでお問い合わせください。

→電話03-3567-6929 (HP)<http://www.marine-jbia.or.jp/>

### 【主な問合せ先】

不法使用や沈・廃船など放置艇と認められる船舶に関するご相談・問合せ等については、次の各水域管理者までお願いします。

【港湾】 京都府港湾事務所 0773-75-1174 / 京都府丹後土木事務所 0772-22-3245

【漁港】 京都府水産事務所 0772-22-4436 (市町管理漁港は各市町)

【河川】 京都府中丹後土木事務所 0773-42-1020 / 京都府丹後土木事務所 0772-22-3245  
国土交通省福知山河川国道事務所 0773-22-5104 (由良川の国管理区間のみ)